

# 太陽光発電事業における自然 環境調査に関する研修会

令和2年12月21日（月） 14:00～  
神戸市教育会館 大ホール

# 本日の内容

- 「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」 について  
(資料1)
- 環境アセスメント士助言制度 (資料2)
- 開発事業実施前における自然環境調査の重要性・必要性  
(資料3)
- 自然環境調査の具体的内容 (資料4)
- 質疑応答

資料 1

# 「小規模太陽光発電所に関する 自然環境調査指針」について

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課  
環境影響評価室

# 自然環境調査指針の目的

太陽光発電所の建設に係る自然環境調査の実施等に関して必要な事項を定めることにより、小規模な太陽光発電所であっても建設にあたって環境配慮が適正になされるようにすること

## ○自然環境調査

対象事業の実施に際し、事前に、事業区域において、周辺的环境保全の状況を考慮しつつ、植物及び動物（陸生植物、陸生動物及び水生生物）並びに生態系の状況を把握するために行う調査

## ○環境配慮

自然環境調査の結果を勘案し、対象事業の実施に係る立地（位置）の妥当性を検討するとともに、必要に応じ、環境保全措置を講じること。

# 自然環境調査の対象となる事業

太陽光発電所の建設のうち、「**森林※の伐採を伴うもの**」又は「**ため池の水面上等に設置するもの**」

※森林 森林法第2条で定義される森林のこと。

登記簿上の地目とは直接関係しない。

(例) 登記簿上の地目が「山林」でも、実態は原野 → 調査対象外

(例) 登記簿上の地目が「原野」でも、実態は森林 → 調査対象

## 森林法第2条

この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

# 事業規模と必要な手続の関係

区分	0.5ha*以上 (森林伐採等を伴うもの)	5ha以上	出力4万kW以上 (概ね100ha以上)
根拠法令等	<u>小規模太陽光発電所に関する 自然環境調査指針</u> [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	<u>自然環境調査 (調査結果報告書作成)</u>	環境アセス手続 (環境アセス書作成)	
適用	令和2年3月10日適用開始	令和2年4月1日施行	
太陽光条例との関係	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（太陽光条例）に基づく事業計画届出書に、自然環境調査結果報告書又は環境アセス書を添付（R2.4.1より）		

※太陽光条例の対象規模相当（たつの市、小野市、朝来市、多可町の区域、三田市の市街化調整区域外は0.1ha）。  
三田市の市街化調整区域は市条例許可対象の300m<sup>2</sup>。

# 自然環境調査の流れ

## ▶ 1 文献調査

既存の文献又は資料の収集を行い、事業実施区域及びその周辺における動植物・生態系の確認状況を整理する。

(既存文献の例) **兵庫県版レッドデータブック(必須)**、自然環境保全基礎調査結果、市町独自の自然環境報告書 等

## ▶ 2 現地調査

以下の指針等に準じて、自然環境を適切に把握できる時期に**1回以上**実施し、動植物・生態系の状況を確認する。

○環境影響評価指針（兵庫県）、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）、（猛禽類が確認された場合）猛禽類保護の進め方（環境省）

## ▶ 3 報告書の作成

1 及び 2 で得られた結果並びに環境保全措置の内容などを取りまとめた「自然環境調査結果報告書」を作成する。

# 報告書の作成以降の流れ

## ▶ 1 県環境影響評価室への送付

事業者は、作成した報告書を県環境影響評価室に送付する。

県は、送付された報告書の内容確認を行い、必要に応じて環境の保全等に関する助言を行う。

## ▶ 2 事業計画届への添付

事業者は、県環境影響評価室の確認を受けた報告書写しを太陽光条例に基づく事業計画届に添付し、市町の太陽光条例担当課に提出する。



# よくある質問

Q. 事業区域面積の内、一部が森林である場合、事業区域全体の調査を行う必要があるか。

A. 基本的には森林区域部分の調査を行う必要があります。ただし、森林区域とそれ以外の区域で一体として重要な生態系を形成していると思われる場合は、全体で調査を行う必要があります。

Q. 自然環境調査を行うための資格制限等がありますか。

A. ありません。これまでの事例では、環境調査会社に委託した例の他、地域で活動する自然環境団体に委託した例もあります。

## 資料 2

# 環境アセスメント士助言制度 について